

令和 8 年 1 月 7 日  
青森県環境エネルギー部  
資源循環推進課

## 産業廃棄物処理業者に係る不利益処分について

### 1 被処分者

- (1) 住 所 青森県むつ市横迎町二丁目 12 番 3 号
- (2) 名 称 菊池トラック株式会社
- (3) 代表者 代表取締役 菊池 秋彦
- (4) 許可区分
  - 産業廃棄物収集運搬業（許可番号 00200011958）
  - 産業廃棄物処分業（許可番号 00220011958）
  - 産業廃棄物処理施設の設置
    - がれき類の破碎施設（許可番号 25-8 の 2-4）
    - 木くずの破碎施設（移動式）（みなし許可）
    - がれき類の破碎施設（みなし許可）
    - がれき類の破碎施設（移動式）（みなし許可）
    - 産業廃棄物の焼却施設（みなし許可）

### 2 不利益処分の内容

1(4)の許可の取消処分

### 3 処分年月日

令和 8 年 1 月 7 日

### 4 不利益処分の原因となる事実

被処分者が、令和 5 年 2 月 9 日から同年 6 月 22 日までの間に、産業廃棄物である木くずを、被処分者の管理地（むつ市大字田名部字斗南岡地内）にみだりに捨てたことは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 16 条の規定に違反するものである。

このことは、同法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 5 号及び第 15 条の 3 第 1 項第 2 号の規定に該当するものである。